

Trattato della torcia che rischiara l'era della Fine della Legge

Di Saichō (Dengyō Daishi) (767-822)

Verisone in kundoku

夫れ一如に範衛(はんゑ)して以て化を流す者は法王なり、四海に光宅して以て風を垂〔乗〕るる者は仁王なり。然れば則ち仁王・法王、互に顯(けん)して物を開し、眞諦(しんたい)と俗諦(ぞくたい)と通(たがひ)に因て教を弘む。所以に玄籍、宇内(うだい)に盈(み)ちて、嘉猷(かゆう)、天下に

爰(ここ)に愚僧等、天網(てんもう)に率容(りつよう)り(ゐいり)、嚴科(げんか)に俯仰(ふぎょう)、未だ寧處(ねいしょ)するに違(いとま)あらず。

然るに法に三時有り、人に又三品なり。化制の旨、時に依りて興替し、毀讚(くゐさん)の文(もん)、人を逐(したが)ひて取捨(しゅしゃ)す。

夫れ三古の運、盛衰(せいすい)同じからず。後五の機、慧悟(ゑご)又異なり。豈(あに)に一途に據(よ)りて齊(ととの)ひ、復た一理に就きて整(ととの)へんや。

故に正・像・末の階降(かいこう)を詳(こまか)にし、或は破持僧(はじそう)の行事を彰(あらは)す。中に於て三有り。初には正・像・末を決し、次には破持僧の事を定め、後には教を擧げて比例す。

初めに正・像・末を決すとは、諸(もろもろ)の説同じからず。且(しばら)く一説を述べん。大乘の基、『賢劫經』を引きて云く、「佛涅槃の後、正法五百年、像法一千年、此の千五百年の後、釋迦の法、滅盡す」と。末法を言はず。

餘の所説に准(なぞら)ふるに、尼、八敬(はつけう)を修せずして懈怠なり。故に法、更に増せずと。故に彼に依らず。又『涅槃經』に、「末法の中に於て、十二万の大菩薩衆有らん、法を持ちて滅せず」と。此れ上位に據るが故に又用ゐず。

問ふ。若爾(しか)らば千五百年の内の行事、如何。

答ふ。『大術經』を按(あん)ずるに、「佛涅槃の後、初めの五百年には、大迦葉等の七賢聖僧、次第に正法を保持して滅せず、五百年の後、正法滅盡す。六百年に至りて、九十五種の外道競ひ起る(kisohiokoru)。馬鳴(めみやう)、世に出でて諸の外道を伏す。七百年の中に、龍樹(りゅうじゅ)、世に出でて邪見

の幢(はたほこ)を摧く。八百年に於て、比丘、貪欲(tanyoku)を縦逸(じゅういち)して、僅かに一二人、道果を得る有らん。

九百年に至りて、奴(ぬ)を比丘と爲し、亦婢を尼と爲さん。一千年の中に、不淨觀を聞きて、瞋恚(shin'i)して欲せず。千一百年に、僧尼、嫁娶(けしゆ)し、毘尼(ひに=僧尼)を毀謗(くゐばう)せん。

千二百年には、諸僧尼等、俱に子息有らん。千三百年には、袈裟變じて白からん。千四百年には、四部の弟子、皆獵¹師のごとし。三寶の物を賣らん。千五百年に俱憒彌(くせんみ)國に二(ふたり)の僧有りて、互ひに是非を起して遂に相ひ殺害(せちがい)せん。仍(よ)りて教法、龍宮に藏(おさま)らん」と。

『涅槃』の十八および『仁王』等に、復た此の文有り。此等の經文に准(なぞら)ふるに、千五百年の後に、戒・定・慧有ること無きなり。

故に『大集經』の五十一に言ふ、「我が滅度の後、初めの五百年には、諸の比丘等、我が正法に於て解脱堅固(けんご)ならん。【割注：初め聖果を得るゆゑに名を解脱と爲す。】次の五百年には、禪定(zenjō)堅固ならん。次の五百年

¹ 獵：りよう、かる=cacciare.

には、多聞(たぶん)堅固ならん。次の五百年には、造寺堅固ならん。後の五百年には鬪諍(とうそう)²堅固にして、白³法(ひやくほふ)穩沒⁴(おんもち)す云云」と。

此の意は、初めの三箇の五百年には、次のごとく、戒・定・慧の三法、堅固にして住することを得。即ち上に引く所の、正法五百、像法一千との二時は是れなり。造寺以後は並びに是れ末法なるが故に、基(き)の『般若會の釋』に云く、「正法五百年、像法一千年、此の千五百年の後は、行はるの正法、滅盡す」と。故に知ぬ、(造塔)以後並びに末法に屬す。

問ふ。若し爾(しか)らば、今の世は、正(まさ)しく何れの時にか當たれる。

答ふ。滅後の年代に多くの説ありと雖も、且らく兩説を擧げん。

一には法上師等、『周異記』に依りて言ふ、「佛、第五の主、穆王滿五十一年壬申に當りて入滅す」と。若し此の説に依らば、其の壬申より我が延暦二十年辛巳に至るまで、一千七百五十歳なり。

² 鬪(=鬪)たたかう、諍=あらそう

³ 白:かざりのない物?

⁴ 穩=おだやか、沒=沈む、しぬ

二には費長房等、魯の『春秋』によらば、「佛、周の第二十一の主、匡王班四年壬子に當りて入滅す」と。若し此の説に依らば、其の壬子よりわが延暦二十年辛巳に至るまで、一千四百十歳なり。

故に知んぬ、今時は、是れ像法の最末の時なり。彼の時の行事、既に末法に同じ。然れば則ち末法の中に於て、ただ言教(ごんけう)のみ有りて行證無し。若し戒法有らば、破戒有るべし。既に戒法なし、何れの戒を破するに由(yo)りてか破戒有らん。破戒尚ほ無し、何(いか)に況や持戒をや。

故に『大集』に云く、「佛涅槃の後、無戒、州(くに)に満たん云云」と。